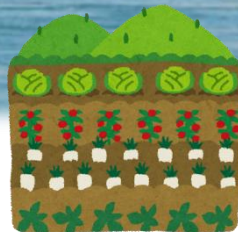


家 と



農地



を



一緒に



手放したい！ / 手に入れたい！

そのお悩み、「住宅に付属する農地」として農業委員会の指定を受ければスムーズに解決できるかも知れませんよ。



農地を取得するには、いわゆる「3反耕作要件」を満たす必要がありますが、周防大島町への移住や転居等で、宅地と住宅の権利取得と併せて農地を取得したいという方には、3反（3,000㎡）未満でも農地を取得することができます。



制度や要件について詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

© 周防大島町農業委員会 ©
連絡先：0820-79-1002